第十三条の三中「並びに海上」を「、海上」に改め、「公用船」の下に「及び公用機並びに自衛隊の船舶及び航空機」を加える。

附則第三項及び第四項を次のように改める。

3　法附則第七項の規定による書面の提出は、とん税法附則第六項に規定する外国貿易船が同項に規定する国際戦略港湾に入港したときに、法第十五条第三項（入港手続）の入港届の提出に併せて行うものとする。

4　法附則第七項に規定する政令で定める事項は、前項に規定する外国貿易船が同項に規定する国際戦略港湾に入港する日前百二十日以内に出港した北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）又はヨーロッパ大陸（ロシア（ベーリング海、オホーツク海及び日本海を含む太平洋に面する地域を除く。）を含む。）の港（以下この項において「特定港」という。）のうち最後に出港した特定港及び当該特定港を出港してから当該国際戦略港湾に入港するまでの間に寄港した港の港名とし、当該外国貿易船が当該国際戦略港湾に入港する日前百二十日以内に特定港を出港しない場合には、当該国際戦略港湾を出港してから最初に入港しようとする特定港及びその入港前に寄港しようとする港の港名とする。

附則第五項から第十三項までを削る。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十七条」を「第七十八条」に改める。

第五十七条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第七十七条」を「第七十八条」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十　法の別表第三六〇三・〇〇号の一に掲げるイグナイター

第五十八条第一項第三号中「第十一号まで」を「第九号まで、第十一号及び第十二号」に改める。

第五十九条第一項ただし書中「第十二号及び第十三号」を「第十号、第十三号及び第十四号」に改め、同項第五号中「第十一号まで」を「第九号まで、第十一号及び第十二号」に、「同条第十二号」を「同条第十三号」に改める。

第七十二条中「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条から第七十八条まで」に改める。

第七十七条を第七十八条とし、第七十六条を第七十七条とし、第七十五条を第七十六条とし、第七十四条の次に次の一条を加える。

（自動車の部分品の指定）

第七十五条　法の別表第三六〇三・〇〇号の一に規定する政令で定める自動車の部分品は、エアバッグガス発生器、シートベルト引つ張り固定器用ガス発生器又は歩行者衝撃緩和ボンネット上昇装置用ガス発生器とする。

（とん税法施行令の一部改正）

第三条　とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項及び第五項を次のように改める。

4　法附則第六項に規定する国際基幹航路で政令で定めるものは、次項に規定する国際戦略港湾と北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）又はヨーロッパ大陸（ロシア（ベーリング海、オホーツク海及び日本海を含む太平洋に面する地域を除く。）を含む。）の港との間の航路とする。

5　法附則第六項に規定する国際戦略港湾で政令で定めるものは、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）別表第一に掲げる港湾のうち、京浜、大阪、神戸、名古屋及び四日市とする。

（特別とん税法施行令の一部改正）

第四条　特別とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2　法附則第二項に規定する国際基幹航路で政令で定めるものは、次項に規定する国際戦略港湾と北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）又はヨーロッパ大陸（ロシア（ベーリング海、オホーツク海及び日本海を含む太平洋に面する地域を除く。）を含む。）の港との間の航路とする。

3　法附則第二項に規定する国際戦略港湾で政令で定めるものは、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）別表第一に掲げる港湾のうち、京浜、大阪、神戸、名古屋及び四日市とする。

附則第四項から第七項までを削る。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第五条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第四号中「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」の下に「（第十条の四第三項及び第四項において「チリ共和国協定」という。）」を加え、同条第十三号中「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」の下に「（第十条の四第三項及び第四項において「ペルー共和国協定」という。）」を加える。

第十条の三第一項中「、同条第六項において準用する同条第四項及び法第七条の五第一項第一号に規定する」を「及び同条第六項において読み替えて準用する同条第四項における」に、「（法第七条の三第一項ただし書」を「（同条第一項ただし書」に改める。

第十条の四第三項を削り、同条第四項中「第七条の六第一項第一号」を「第七条の六第一項ただし書」に、「とする。」を「当該経済連携協定のうち二以上の経済連携協定が当該締約国について効力を生ずるときは、当該日のうち最も遅い日）とする。」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　チリ共和国協定

二　ペルー共和国協定

第十条の四第四項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第七条の六第五項」を「第七条の六第三項」に、「第七条の六第二項」を「第七条の六第一項」に改め、「生きている豚又は」を削り、「とする。」を「（当該経済連携協定のうち二以上の経済連携協定が当該締約国について効力を生ずるときは、当該日のうち最も遅い日）とする。」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　チリ共和国協定

二　ペルー共和国協定

第十条の四第六項を同条第四項とする。

第十三条中「第七条の六第四項第一号」を「第七条の六第二項第一号」に改め、「第二項に係る」、「若しくは重複期間の開始の日」及び「生きている豚及び」を削る。

第十四条第一項ただし書中「令和元年度」を「令和二年度」に、「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同条第三項中「おいて」の下に「読み替えて」を加え、同条第四項中「又はアメリカ合衆国協定」を削り、「それぞれ当該」を「当該」に改める。

第十五条中「第七条の六第六項」を「第七条の六第四項」に改める。

第十六条第二項中「又はアメリカ合衆国協定」及び「それぞれ」を削る。

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

第十九条第一項中「又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等のこれらの規定」を「に規定する豚肉等（次項及び第四項において「豚肉等」という。）の同条第一項」に、「同条第六項」を「同条第四項」に改め、「第十四条第一項中」の下に「「法の別表第一の六に掲げる物品」とあるのは「法第七条の六第一項に規定する豚肉等」と」を加え、「「法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚」を「「関税定率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この項において「生きている豚」という。）」に改め、「「法第七条の三第一項に規定する輸入数量」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量」と」を削り、「同条第四項第一号の規定により同条第一項」に改め、「「同